

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (変異株に対する指定国の解除)

【ポイント】

- 「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」からハンガリーは解除されます。
- これに伴い、3月1日より、ハンガリーから日本入国後の待機要領が変更となります。

【本文】

- 本日、日本政府は「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」からハンガリーの解除を発表しました。
- これに伴い、ハンガリーを出国し、令和4年3月1日午前0時以降に日本に入国する方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機する必要がなくなり、原則、入国後7日間自宅等で待機することとなります。
- その上で、入国後3日目以降に指定検査実施機関が行うPCR検査等の結果が陰性であった場合は、その後の待機は不要となります。
- また、すでに日本政府が認める3回のワクチンを接種されている方が、上記日時以降にハンガリーから日本へ入国する場合は、入国後の自宅等待機自体が不要となります。
- さらに詳しい情報をお求めの方は、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html) をご覧いただくか、同省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)に直接お尋ねください。
日本国内から：0120-565-653
国外から：+81-3-3595-2176

【参考】

- ※ 外務省海外安全 HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ※ 厚生労働省 HP (日本に帰国される方はこちらをご参照ください) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
- ※ 領事窓口における予約制
来館者の皆様の感染予防のため、領事窓口は予約制とさせていただいています。窓口をご利用される際(パスポート、証明書、戸籍届出等)は、電話(06-1-398-3100(代))又はメール(consul@bp.mofa.go.jp)で予約をお取りいただくようお願いします。